0135

平成24年行政事業レビューシート (文部科学省)													
事業名	1	義務教育費国庫負担金に必要な経費			担当部	局庁 初等中等教育局				作成責任者			
事業開始。 終了(予定)年	叓	昭和28年度			担当	課室	財務課			財務課長 伯井美徳			
会計区分		一般会計				·名	1 Ⅲ - 1 義務教育に必要な教職員の確保						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	与負担 び教職	義務教育費国庫負担法、市町村立学校職員給 与負担法、公立義務教育諸学校の学級編制及 び教職員定数の標準に関する法律											
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行 度以内)	上 ┃ことにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とする。(義務教育]						。(日本国憲法第2 内容とを保障する)	26条) ため、国が					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	事情がる	国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の義務教育諸学校の教職員給与費等について、その実支出額の3分の1を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。(義務教育費国庫負担法第2条、義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令)											
実施方法	□直接	実施 口雲	€託・請負 □	補助	. ■	負担	口交付	口貸付	□その	他			
			21年度		22年度		23年度	24年	度	25年度要求			
	予	当初予算	1,648,250		1,593,767		1,566,649	1,557,5	1,557,528		1,560,753		
7 Mr 444	第の	補正予算	埔正予算 -56,511		0		0	0					
予算額· 執行額	状	繰越し等	0				0	0					
(単位:百万円)	況	計	1,591,739		1,593,767		1,566,649	1,557,5	528	1,560,753			
		執行額	1,591,739	1,559,351			1,547,102						
	執	行率(%)	100.0%	97.8%			98.8%						
公田口福及		成果指標				単位	21年度	22年度	23年	度	目標値 (毎年度)		
成果目標及び成果実績、	公去市	公立小・中学校等における教員一人あたりの児 童生徒数(各年5月1日現在)				人	小:18.4 中:14.4	小:18.1 中:14.2	小:1 中:1		前年度以下		
(アウトカム)						%			_				
		活動指標				単位	21年度	22年度	23年	度	24年度活動見込		
活動指標及で活動実績(アウトプット	公立小	公立小・中学校の教員数が教員定数を充足して いる県の数(各年5月1日現在)				県	44(年度途中 で未充足解 消) (—)	42(年度途中 で4県が未充 足解消) (<u>一</u>)	40(年度 で未充 消)	足解	— (—)		
単位当たり コスト	単位当たり 2 196 (千円/人) 貸出根拠 23年度国庫負担類1 547 102百万円/国庫負担人員704 487 人												
	費目	24年度当	切予算 25年度要求	k			主	な増減理由					
平 義務教 成	育費国庫負	負担金1,557,528		5円C	○教職員定数の改善(5,500人) 119億円								
2 4		c					○教職員定数の自然減(▲3,200人) ▲70億円						
•			○教職員の若返り等による給与減 ▲17億円										
5													
年 度 予 算													
算													
内訳													
	計	1,557,528	百万円1,560753百万	刊									

	事業所管部局による点検							
	評価	項目	評価に関する説明					
目的・予算の	0	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義					
	0	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	務教育費国庫負担法により公立義務教育諸学校の教職 員給与費の1/3を国庫負担することが義務づけられて					
	-	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	いる。					
資金	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	国の負担割合や対象費目、対象者については義務教育 一費国庫負担法により定められている。 なお、負担金の交付にあたっては、各自治体の申請書業 一等を厳正に審査するなど、適切な執行に努めているとこ ろである。					
使途・	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。						
	0	受益者との負担関係は妥当であるか。						
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。						
	0	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。						
崩	0	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。						
活動実績、成果実績	0	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	- - - 成果実績、活動実績ともに高い水準で推移しており、実					
	0	活動実績は見込みに見合ったものであるか。						
	-	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	効性の高い事業である。					
	_	※類似事業名とその所管部局・府省名						
	_	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。						

成果実績、活動実績ともに高い水準で推移するとともに、公立小・中学校等の教職員配置についても年度ごとの改善が図られており、教育 の機会均等を図る上で重要な役割を果たしている。

その一方で、義務教育費国庫負担金の適正な執行を図るため、その算定に係る調書の改善を図るとともに、都道府県の担当者を集めた 会議を開催し、調書作成に係る留意点や会計検査院指摘事項等を詳細に説明を行っている。加えて教育委員会事務局や学校現場を訪れ、 調書作成の際の関係資料等の確認や助言、加配定数の実態把握を行っている。

予算監視・効率化チームの所見

状 通

1. 事業評価の観点:この事業は、教育の機会均等とその水準の維持向上を図るため、義務教育無償の原則に則り、国民の全てに 対しその妥当な規模と内容とを保障するため、公立義務教育諸学校の教職員給与費についてその一部を負担する事業であり、長 期継続事業の観点から検証を行った。

見:この事業は、昭和28年度から行われている長期継続事業であるが、地方公共団体の財政力の差にかかわらず、 全国すべての地域において、優れた教職員の必要数を確保するため、引き続き義務教育費国庫負担制度を堅持するべきである。

上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)

補記(過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)

【事業仕分け第一弾】

事業番号:3-55 義務教育費国庫負担金

WGの評価結果:見直しを行う

とりまとめコメント:方向性については、議論がいろいろあったが、国と地方における責任と負担のあり方について抜本的にきちんと整理をしないとい けないという共有認識が持てた。ここのとりまとめとしては、「見直しを行う」という結論にしたい。特に2点、1点は、教員が子どもと向き合う時間を増 やすための調査・報告書事務の削減。もう1点は、国と地方のあり方についての抜本的な整理見直し。早急に大きな方向性を示していただきたい。 【会計検査院検査報告】

平成21年度報告

(指摘概要)義務教育費国庫負担金の交付額の算定における休職者等の取扱いについて一部の県において誤っており、結果負担金が過大に算定

されている。 (対応状況)平成22年4月までに過大交付された国庫負担金の返還措置を講じた。また、誤報告等を防ぐため、関係調書に具体的な説明を注記す るなど調書の改善を図るとともに、新たに調書作成上の点検項目を作成するなど再発防止を図った。

・平成22年度報告

(指摘概要)勤務時間中における職務専念義務が遵守されていないのに、その時間の給与が支給されいる。また、主任手当の支給額の算定が誤っ

(対応状況)再発防止を図るよう指導するとともに、平成24年3月までに指摘に係る国庫負担金の返還措置を講じた。

【財務省予算執行調査(平成23年度)】

(指摘概要)加配定数の措置について、各都道府県における加配の実態等を的確に把握し、効果的・効率的な加配に努める必要がある。

(対応状況)加配申請書類及び教職員定数ヒアリング等の改善、教育委員会等に対する実地調査の充実等を図ることとしている。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年行政事業レビュー 0157 平成23年行政事業レビュー 0128

文部科学省

1,547,102百万円

各都道府県毎に、公立義務教育諸学校の教 職員給与費等について、原則実支出額の3 分の1を負担

【直接補助】

A. 都道府県(全47機関)

1,547,102百万円

公立義務教育諸学校の教職員給与 費等を負担

資金の流れ (資金の受け 取り先が何を 行っているが について補足 する)(単 位:百万円)

				E.					
	費目 使途 金額			費目	1				
	人件費	公立義務教育諸学校の教職員給与費 等	112,400			(日万円)			
	7 411 30	寺							
	計		112,400	計		0			
	B.			F.					
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
			(1,2,1,)			(273.17			
費目・使途 (「資金の流れ」									
においてブロッ									
クごとに最大の 金額が支出され ている者につい									
ている者について記載する。費									
て記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)									
ように記載)									
	計		0	計		0			
		C.	A #F	G.					
	費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	計		0	計		0			
	# 0	D.	金 額	H.					
	費目	使 途	金額(百万円)	費目	使 途	金額(百万円)			
	計		0	計		0			
	HI		0	μI		J			

支出先上位10者リスト A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京都	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	112,400	I	-
2	大阪府	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	94,341	I	_
3	神奈川県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	88,521	I	-
4	愛知県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	82,004	I	-
5	北海道	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	74,133	I	-
6	埼玉県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	73,847	I	-
7	千葉県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	67,634	I	-
8	兵庫県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	65,653	- 1	_
9	福岡県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	60,734	- 1	_
10	静岡県	公立義務教育諸学校の教職員給与等を負担	42,815	_	_

※補助事業